

平成26年

第17回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

## 平成26年第17回教育委員会会議録

- 1 期 日 平成26年11月4日 火曜日
- 2 場 所 教育委員室
- 3 開 会 午後2時00分
- 4 閉 会 午後3時56分
- 5 出席委員 田中 直美  
猪股 春夫  
北林真知子  
長岐 和行  
伊藤佐知子  
米田 進

### 6 説明のための出席者

教育長 米田 進	教育次長 吉川正一
教育次長 島崎正実	施設整備室長 田松和彦
総務課長 金田 恵	幼保推進課長 渡辺哲也
教職員給与課長 村上幸義	高校教育課長 鎌田 信
義務教育課長 廣野宏正	生涯学習課長 平川祐作
特別支援教育課長 西嶋崇広	保健体育課長 越後谷真悦
文化財保護室長 佐々木人美	
福利課長 相原和義	

### 7 会議に附した議案

議案第42号 平成27年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）について  
議案第43号 校長の人事について  
議案第44号 教職員の懲戒処分案について

### 8 議決した事項

議案第42号 平成27年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）について  
議案第43号 校長の人事について  
議案第44号 教職員の懲戒処分案について

### 9 会議の要旨

**【田中委員長】**

ただいまより、平成26年第17回教育委員会会議を開催いたします。  
会議録署名員は1番猪股委員と3番長岐委員にお願いします。

**【田中委員長】**

審議に入る前に、議事の進行についてであります。議案第43号「校長の人事について」、議案第44号「教職員の懲戒処分案について」は、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【田中委員長】**

それでは、そのように進行いたします。

はじめに、議案第42号「平成27年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）について」、総務課長から説明をお願いします。

**【総務課長】**

議案第42号「平成27年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）について」説明

**【田中委員長】**

議案第42号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

**【北林委員】**

実施方針「④他道県や秋田大学教育文化学部附属学校等との間で、引き続き教員の交流を行うとともに、知事部局との間においても交流を行う。」とありますが、「知事部局との間においても交流を行う」というところに、今回、特に何か今までと違った意味を込めたということはありませんか。

**【総務課長】**

これまでも知事部局との人事交流をしておりますので、27年度も同じように行いたいと考えております。

**【北林委員】**

全県市町村教育委員会委員長・教育長会議などで、地方の疲弊と教育が結び付けられて語られる意見が多かったので、ますます知事部局との連携が必要になってくるのではないかと考えています。そういった意味も込めて質問したものです。

**【総務課長】**

人事交流については、これまでと同様に行いたいと思っております。来年度から、知事と教育

委員との総合教育会議が開かれますので、そういった場でもご協議いただければいいのかなと考えております。

**【田中委員長】**

基本方針に見出しが付いたのは、とても分かりやすくてよかったと思います。そして、去年は実施方針にあった「子育てや介護との両立支援」が、今年の基本方針に格上げされたという話をされましたが、そうしたことで何が変わってくるのでしょうか。

**【総務課長】**

教育委員会を取り巻く様々な情勢や、人事委員会勧告にもありますとおり、やはりこれからは、人事異動に関してこういった観点は、さらに重要性を帯びてくるものということで、実施方針から基本方針へ格上げしたところがございます。それに基づいて、実施するにあたりこういった観点を踏まえた上で、より実際に即したかたちでの人事異動を行いたいと考えているところがございます。

**【田中委員長】**

実施方針ですと、状況により実際に実施できる場合とできない場合があるのかもしれませんが、基本方針に書かれていると、必ずそこは担保されるというかたちになるのでしょうか。

**【総務課長】**

基本方針であっても、できる場合、できない場合が当然あると思っておりますが、そこをより強力に進めていこうということでの格上げです。

**【長岐委員】**

これからの人事異動のスケジュールは、大まかにどのようになっていますか。

**【総務課長】**

本日、この人事異動方針をお認めいただければ、各所属にこれを届けるとともに、人事のヒアリングの日程等もお知らせしたいと思っております。ヒアリングにつきましては、この後、11月、12月に行い、年明けくらいにまた調整を行った上で、内容をお伝えするのは3月くらいになるかと思えます。

**【吉川次長】**

小・中学校は、市町村教育委員会もございますので、今、総務課長からお話があったとおり、12月あたりに先生方からの希望を取ります。それを受けて、市町村教育委員会や各教育事務所と相談していきます。そして、2月中旬あたりにはだいたいのところが見えてきまして、3月上旬には、ほぼ決まりつつあるというところがございます。そのあたりで、教育委員の皆さま方にご説明したいと考えております。これからの調整になりますが、3月20日過ぎ頃に発表ということになります。

【高校教育課長】

高校の場合も、12月中に各学校から希望の状況等が上がってくるようになります。それを受けまして、1月に入りましたら、校長と何度かヒアリングを行います。その後の日程等につきましては、義務教育課と同じような日程で進めていき、同じような時期に発表となります。

【長岐委員】

より適切に公平に人事が行われるようにお願いします。

【田中委員長】

他に、ご質問やご意見はございませんか。  
特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、表決を採ります。  
議案第42号は原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、議案第42号を原案どおり可決します。

【田中委員長】

次に、次期委員長の選出を行いたいと思います。  
委員長の任期が、明日11月5日までとなっていることに伴い、次期委員長の選挙を行います。  
次期委員長は、どなたがよろしいでしょうか。

【長岐委員】

教育委員会を取り巻く環境が大きく変わろうとしている時期でありますので、北林委員にお願いしたいと思います。

【田中委員長】

他に、ご意見はございませんか。

【田中委員長】

それでは、北林委員がご推薦されましたので、ここで皆さんに賛成していただければ、北林委員を次期委員長とすることで決定いたしますが、よろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【田中委員長】**

それでは、次期委員長を北林委員と決定いたします。

委員長の任期は、平成26年11月6日から平成27年11月5日までになります。

なお、委員長職務代理者につきましては、秋田県教育委員会会議規則第6条により、猪股委員になりますので、よろしく願いいたします。

それでは、北林委員、一言お願いいたします。

**【北林委員】**

改めまして、ただ今、次期委員長にご指名いただきました北林真知子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

教育委員は、全員同じ任務を帯びておりまして、委員長が特にこれを推進するというものではありませんけれども、「あきたの教育振興に関する基本計画」に則って、粛々とこれを進めていきたいと思っております。それにあたり、私が特に心がけたいと思っているのは、県内の各市町村教育委員会の考え方をよく理解するという事、そしてその立場も理解するという事、その中で、県の方針を進めていくということをお忘れしないようにすることです。それからもう1点は、こうした教育方針を秋田県が推し進めているということをお、県民に遍く知っていただくということ、そしてこれが、県民にご協力をいただき、みんなで秋田県の子どもを育てていくということの一助になればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**【田中委員長】**

ありがとうございました。

その他、他にございませんか。

**【田中委員長】**

次に、議案第43号、議案第44号についてですが、人事案件であることから、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【全員】**

異議なし。

**【田中委員長】**

異議がないので、秋田県教育委員会会議規則第27条により秘密会とします。傍聴の方は、退室願います。

(傍聴人退席)

※秘密会のまま終了